## 毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分 県 編集 佐伯印刷株 (定価 一箇年 三万八千八百八十円)

												救
		_	年月日	手 予 定	工事着	貞	瀬勝	広	大分県知事			5
		五·四 ㎡/日	力		能		7		 		平成二十八年十月十八日	
		入浴施設	類		種	心隊によ	た。、「現定する救急」	して認定し 第二条第九	医療機関とし八十六号)等	る医療を担当する医二十三年法律第百円	搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。  医療機関を消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第九項に規定する救急隊によ	りの
				入浴施設	ハス	り、次	(第一項の規定によ	ら) 第一条	生省令第八号	(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、	救急病院等を定める省令	.b1.
別表第一第六十六号の三		(昭和四十六年政令第百八十八号)		水質汚濁防止法施行令	水質						大分県告示第五百三十五号	大
			種類	設置される特定施設の種類	3 設置							
				ゾーピア別府	IJ					示	〇告	
				別府市堀田七組の一	別府							
			び名称	特定事業場の所在地及び名称	2 特定				掲示 (二件)	林指定予定通知の関	所在不分明者に対する保安林指定予定通知の掲示	所
		康	伊藤勝	代表取締役社長						告	公	
			式会社	リゾートトラスト株式会社	1]						田都市計画道路の変更…	日田
		八番三十一号	桜二丁目十	愛知県名古屋市中区東桜二丁目十八番三十一号	愛知	七					路の供用開始	道路
		代表者の氏名	並びにそのな	申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名	1 申請	七					道路区域の変更	道
				概要	一申請の概要	····七					指定道路の位置の変更	指
勝貞	広瀬	大分県知事				六					指定予定保安林	指
				十八年十月十八日	平成二十八年	六					ヨーネ病の発生	3
	する。	に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。	項を記載した	前評価に関する事	に基づく事	·····六					行性脳炎の発生	流
次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果	及ぼす影響につ	することが環境に異	施設を設置し	のとおり当該特定	なお、次	六				出	大規模小売店舗の廃止の届出	大品
		あった。	許可申請が	次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。	次のとおり	辺			出	出事項の変更の届出	大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出	大
第五条第一項の規定により、	<b>号)第五条第一</b>	(昭和四十八年法律第百十号)	法(昭和四-	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海	:	<u></u>	中請(二件)	の設置許可由	法による特定施設の	戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	瀬
				大分県告示第五百三十六号	大分県告示	: :					救急病院等の認定	救
(	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		······	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						示	告	
・一〇・一六まで	平二八	田市大字高瀬一六の一八	日田市大	聖陵岩里病院	救急病院					次	目	
・一〇・一七から	平三八・	大分市大字片島八三番地の七	大分市大	大分こども病院	救急病院	( )	十月十八日		17	]		
・一〇・一六まで	平平三八	大分市豊饒四七六番地	大分市曹	大分県立病院	救急病院	く曜	第二八二三号	rp		リョナ	大分	
定期間	認	所 在 地		名称	療所の別	∃ )	平成二十八年					

平成二十八年十月十八日

大分県報 (告示)

	使	使	工	エ	能	種				の状態を	犬汚急 紫染 ∅	等汚				<b></b>	使	_	使	使	工
日日	用	用	事	事				ŋ	窒	浮	化	生	水	項	] 4	<b>水</b> 等	用	日	用用	用	事
当た	)11	開	完	着				ん	素	遊	学 的	物化	素		-	<b>か</b>	0	当た	/11	開	完
b	時	始マ	成	手。				含	含	物	酸	学的歌	イオ			日 当	季	b	時	始	成マ
0	間	予定	予定	予定				有	有	質	素要	酸素要求	ン		7	た り	節	0	間	予定	予定
使品		年	年	年				量	量	量	求量	安求量	濃度	目		ァ の 量	的	使		年	年
用時	間	· 月	月	· 月				mg	mg mg	mg	mg	mg	/2	単	m³	単単	変	用時	間	月	月
間	隔	日	日	日	力	類		é	é	é	l	é		位	日	位	動	間	隔	日	日
一八時間	連続	1			六· 四 m <sup>*</sup> / 日	入浴施設		_	一 · 五	五	<u> </u>	1	六	通常の値	五.四四	通常の値	なし	一八時間	連続	1	I
								=	111	10	四	<u>प्र</u> प	八	最大の値	五.	最大の値					
使	-	使	使	工	工	主	構	能	処	種				- 1	D T &	ta 3-y-a			汙	-	t-I:
	-						1円	用E	700	1里	4			のも値息	犬汚੩ 紫染 ∅	) )水					使
用用	日当	用	用	事	事		1冉	HE.		(理		b	室	がりを	態染 ∅ 化	生生	水	項	才等	¢ F	用用
用の	日 当 た		開	事完	事着	要	7円	HE.	理	(生)	汚水等の	り ん	窒素	値態	法染 ∅	水生物化	素	項	才 等 <i>0</i>	く デ ) -	
	当	用時	開始	事完成	事着手		7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<b>月</b> 巳		(理)	汚水等の			値態	件 中 十 <	水生物化学的		項	力 笑 の 一 E	く テ ) 一	用
0	当たりの		開	事完	事着	要	1 <del>11</del>	HC NH	理	(性)	汚水等の	<i>ا</i>	素	値 浮 遊	张 化学的酸素要	水生物化学的	素イオン	項	カ (2) E と シ た り	( ) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	用の
の季	当 た り	時間	開始予	事完成予	事着手予		1 <del>10</del>	HC SHE		(理)	汚水等	ん含	素含	値 浮 遊 物	此 此 学 化 学 的 酸 素	水生物化学	素イオ	項目	ガ 笑 の 一 日 当 た	く ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	用の季
の季節	当たりの使用時	時	開始予定	事完成予定	事着手予定	要		RE .	理	性	汚水等の	ん含有量 啜	素含有量啜	値 浮 遊 物 質 量	点 化学的酸素要求量 或	水生物化学的酸素要求量。	素イオン濃	目単	オ の E 当 たい の 重	( ) ) ) ] 単	用の季節的変
の季節的変動	当たりの使用時間	時間間隔	開始予定年月日	事完成予定年月日	事着手予定年月日	要寸法	造	力	理方式	類	汚水等の	ん含有量	素含有量	値 浮 遊 物 質	点 化学的酸素要求量	水生物化学的酸素要求量	素イオン濃	目	が の 一 E 当 た の の 量 二	(学) 111111111111111111111111111111111111	用の季節的変動
の季節的変	当たりの使用時	時間間	開始予定年月	事完成予定年月	事着手予定年月	要寸			理		汚水等の	ん含有量 啜	素含有量啜	値 浮 遊 物 質 量	点 化学的酸素要求量 或	水生物化学的酸素要求量。	素イオン濃	目単	オ の E 当 たい の 重	( ) ) ) ] 単	用の季節的変

平成二十八年十月十八日

大分県報 (告示)

			o fi	り状	汚等液のが	汚 水			- F		排	5				の値	状汚 <sup>4</sup> 態染(	等汚 の水					 汚 水	
	大	b	室	浮	化学	生物	水素	項	<u> </u>	- 当 こ		排出	大	ŋ	窒	浮	化学	生物	水素	Í	頁		等 の	
	腸	ん	素	遊	的	物化学的	糸 イ		l	)	水	水の量及び汚染状態の	腸	ん	素	遊	的	物化学的	糸イ				一 目	
	菌	含	含	物	酸素	的酸麦	オン		1	の 非		量及びに	菌	含	含	物	酸素一	的酸素	オン				当 た	
	群	有	有	質	要求	酸素要求	濃			出 火	П	汚染状	群	有	有	質	要求	酸素要求	濃				り の	
	数	量	量	量	量	量	度	目		量	-	態の	数	量	量	量	量	量	度	-	<u></u>	3	量	<u></u>
	個 / cm³	mg $\ell$	mg ℓ	mg ℓ	mg ℓ	mg ℓ		単位	m³ / 日	単位	名	値	個 / cm³	mg $\ell$	mg ℓ	mg ℓ	mg ℓ	mg ℓ			<b>単</b> 立	m <sup>*</sup> 日	- f	单 立
	111,			1 7	二七	<u></u>	五、八	通常	七	通常			1	五.	===	1100	1100	1100	五・八~八・六	処理前	通常	四八	処理前	通常
	000以下		九・九	八・六	七・六		八・六	の値	- -	の値	排水		111, 000	二 五 五	四四		四〇	10	五・八~八・六	処理後	の値	四八	処理後	の値
	111, 0	_		四十	四七	1 1	五、八、	最大	一七	最大	No.			八	四五.	五	1100	1100	五・八~八・六	処理前	最大	六八	処理前	最大
	000	三四四	七. 〇	九・〇	七・七	三	〜八・六	の値	<u>.</u>	の値			111, 000	三.八	<u>=</u>	六〇	六〇	1110	五・八~八・六	処理後	の値	六八	処理後	の値
			能	種	イ	3		2			1	中		に 基 ぞ	なお	次のと		- : :		2	1	二事	その	
the state of the s	清明可爱在月	· 善善 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	力	類	洗净施設	<b>号闘坊上长施庁介される特定施設の延</b>	大方	由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地特定事業場の所在地及ひ名称	学長 北野 正剛	国立大学法人 大分大学	大分市大字旦野原七百番地中請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名	申請の概要		平成二十八年十月十八日基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。	なお、次のとおり当該特定施設を設置す	のとおり特定施設の設置の許可申請があった。	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十分県告示第五百三十七号	Ī.	大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所	縦覧場所平成二十八年十月十八日から同年十一月八日まで	縦覧期間	事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所	他参考となるべき事項	
		<del>-</del>   ,	mi / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	洗争施設(ステンレス製)  基	(昭利四十六年政令第百八十八号) 別妻第一第七十一号の二	7年女子等目してしま) 川東等一等に	5	4亿			代表者の氏名		大分県知事 広 瀬 勝	た書面を縦覧に供する。	とおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果	めった。	環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、第五百三十七号		列府市役所	十一月八日まで	•	5縦覧場所	一一回程度排出される。	プールからの非出水しつ。これ、

平成二十八年十月十八日

	v.
_	Б.
)	Ì
-	•
_	Ι.
П	Г
j	ĺ
4	Ė
-	r
Т	r
J	1
$\exists$	Ŀ
	1
J	į
E	1

大分県報 (告示)

	トルル	二千四百七十八平方メ	七十八	千     四     百	前二二	変更前	(	<u> </u>	二元五	三五		mg ℓ		物化学的酸素要求量	学的融	生物化	<i>H</i> -	
	合計	模小売店舗内の店舗面積の合計ようとする事項	7の店舗	模小売店舗内のようとする事項	送小売 と	変更した	3 <del></del> 変	Tī.	六・一〜六・	一〜六・五	六.		農度	ン	イオ	水素	مار-	
	-	三	百四十	国方	市市古	大台		値	最大の	常の値	通	単位	目			項	7E	
	一 トひろせ	(代表取締役社長 癀 頼 舜 一 株式会社ホームインプルーブメントひろせ	・ テルー	社 長 イン	取締役社長社ホームイ	代表的	絑	, c	三〇八・七	三五二	=	m <sup>*</sup> 日	Ē	E	0	7	E	_
		住所	の氏名又は名称及び住所	又は夕	い氏名	届出者の	2 届	値	最大の	常の値	通	単位	1	非 出				_
	一 外	市大字横田字辻七十二番地一口セ大在店	· 辻七士	横田字	市大字横田	大 I 分 ヒ	Н		A	排水口		名			八	水		排
		小売店舗の名称及び所在地	称及だ	舗の名	小売店	規模	1 大					値 	水の量及び汚染状態の値	び汚染	の量及	排出水	5	
					要	の概	一届出		へ放流する。	全て公共下水道へ放流する。	設置される特定施設から排出される汚水は、	出される	政から排	定施設	れる特	設置さ	≑π.	
瀬勝貞	大分県知事 広												14	処理の方法	の処理	汚水等の	4	
	のと見れ言者で発見した。	大気に	日五	八年十月十八日	八年十		平 元 治		五.	=======================================		mg ℓ	量	有	含	りん	<i>h</i>	
る。ので、法第六条第三項に	る去第丘条第三頁の規定こより関系書類を従覧こ共する。れる大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、	の見定こと師の届出車	売店舗	五 規模小	よまれる大		おハて隼用す届出とみなさ		七	五.		mg ℓ	量	有	含	窒素	øc	
ハ条第二項の規定に	次のとおり法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による	則第五名	り法院	のとお	り、次	により	項の規定によ		八〇	六〇		mg ℓ	量	質	物	浮遊		<i>の</i> :
いう。) 附則第五条	店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一五百三十八号	-年法律第	平成十	店舗立地法(五百三十八号	治舗 五子 三	小売店	大規模小売			I		mg $\ell$	求量	素要	的酸素	化学的	T	
<b>****</b>	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	*****	<b>\\</b>		· {				100	100		mg ℓ	要求量	酸素要	学的	生物化		
	生活環境部環境保全課及び由布市役所所	主課及び中	境保全	境 部環	生活環	大分県生	2 大 紡		六~八	六~八			農度	ン	イオ	水素	مار.	
	www.fir	から同年	八日か	十月十	八年	成二		値	最大の	常の値	通	単位	目			項	75	
	間に関する書面の縦覧期間及ひ縦覧場所	見期間及び	の縦撃	る書	間関は	期価	1 縦覧		〇·〇七	O·O六		m <sup>i</sup> 月	の 量	たり	日当	0 -		汚
	7				i	i l		値	最大の	常の値	通	単位		:	i	)		<del></del>
	公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水の	事項	べき	なる	考と	参	その他				なし	· 動	的変	節	季	の	用	使
一 <u>:</u> 五.	〇 六 五	mg ℓ	量	有	含	λ	ŋ				八時間	時間	使用	0)	b	当た	日	_
三元五	一六五五	mg ℓ	量	有	含	素	の値				問欠	隔	間	間	時	用		使
0	0	mg ℓ	量	質	物	遊	状汚 態染 浮			一七七	平二九・	月日	年	予定	始	開	用	使
六	11.	mg ℓ	求 量	素要。	酸	学的	等汚の水化				平二九・	月日	年	予定	成	完	事	工
				[						5月  一 ノイー・								1

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 六千平方メートル 5 変更に係るもの以外の事項

(1)

駐車場の位置及び収容台数

第一駐車場 建物北側 百二十台

第一駐車場 建物東側、 西側及び北側 百九十三台

第二駐車場 建物南側 十五台

第三駐車場 計画敷地南西側 八十三台

計画敷地南側 二十五台

第四駐車場

第五駐車場 計画敷地南東側 三十台

合計 三百四十六台

建物西側 二十台

(2)

駐輪場の位置及び収容台数

建物北東側 二十七台

(1)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(2)

変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(3)

変更後

変更後 第一駐車場 店舗敷地北側 二箇所

第一駐車場 第二駐車場 店舗敷地北側 店舗敷地南側 二箇所 一箇所

第三駐車場 店舗敷地南西側 一箇所

第四駐車場 店舗敷地南側 一箇所

第五駐車場

店舗敷地南東側

一箇所

合計 六箇所

変更する年月日

4

平成二十九年五月三十一日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

株式会社ホームインプルーブメントひろせ

代表取締役社長

大分市古国府二百四十三—九

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 百五平方メートル

荷さばき施設N:二 建物南側 三十四平方メートル 荷さばき施設No.一

合計 百三十九平方メートル

(2)廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管庫No.一 建物北西側 十八・七一一立方メートル

廃棄物保管庫No二 建物南東側 十・三九五立方メートル

廃棄物保管庫No三 建物南東側 十七・三二五立方メートル

合計 四十六・四三一立方メートル

 $(\equiv)$ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No 午前八時から午後五時まで

荷さばき施設№二 午前八時から午後五時まで

届出年月日

平成二十八年九月三十日

 $\equiv$ 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年十月十八日から平成二十九年二月二十日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

兀 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十九

年二月二十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以

下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならな

大分県報

(告示)

大分県報 (告示)

	_					
は、その旨を申し出ることができる。 は、その旨を申し出ることができる。 は、その旨を申し出ることができる。			一〇頭	臼杵市	平成二八 ・ 九	九 · 五 五
	<u> </u>	~~~~		~~~~~	<b>****</b>	
大分県告示第五百三十九号	大分県告示第五百四十一号	十一号				
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第五項の	家畜伝染病	(昭和二十	予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、	号)第十三条第一	一項の規定により	ツ、次の
規定により次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。	とおりヨーネ病の発生について届出があった。	生について	(届出があった。			
平成二十八年十月十八日	平成二十八年十	八年十月十八日				
大分県知事 広 瀬 勝 貞			大分県知事	知事 広	瀬勝	貞
一 届出の概要	り重頁   患畜	・疑似患	<b>卷</b>	きとう場所	ž E E E E E	
1 大規模小売店舗の名称及び所在地	家畜の種類 畜の区分		発生噩数	発生の場所	<b>発生年月日</b>	
一〇〇満ボルト大分南店	牛(ホルス)影響		三百	国東方	下式二、一つ	•
大分市大字寒田千十一番一 外	タイン種)		<u> </u>	I I		=
2 届出者の氏名又は名称及び住所	<u> </u>	~~~~~		***************************************	<b>\\</b>	
株式会社サンキュー	大分県告示第五百四十二号	十二号				
代表取締役 小 林 義 典	森林法(昭和二十	六年法律第	(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、	十九条の規定によ	より、次のとおり農林水	農林水
福井県福井市新保北一丁目六百一番地	産大臣から保安林に	指定する予	産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。	った。		
3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	平成二十八年十	八年十月十八日				
廃止前 千九百七十三平方メートル			大分県知事	知事 広	瀬勝	貞
廃止後 〇平方メートル	一 保安林予定森林	定森林の所在場所	171			
4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日	日田市大山町西	大山字上畑	山町西大山字上畑四四七五番一·四四	四四七七番・四四七九番	九番(以上三筆について	こついて
平成二十八年九月三十日	次の図に示す部分	す部分に限る。)	、四四八一番			
二 届出年月日	二 指定の目的					
平成二十八年十月三日	土砂の流出の防備	備				
	三 指定施業要件					
大分県告示第五百四十号	1 立木の伐採の方法	方法				
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次の	(一) 次の	森林については、	主伐は、択伐による。	0		
とおり流行性脳炎の発生について届出があった。	字上畑四四	畑四四七五番一、	四四七七番、四四七九番、	九番、四四八一番	<b>畬(以上四筆について次</b>	いて次
平成二十八年十月十八日	の図に示す部	示す部分に限る。				
大分県知事 広 瀬 勝 貞	その	林について	他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。			
家畜の種類	村森林整備計	画で 定める	整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。として伐採をすることができる立木は、当該立士		とする。 当該立木の所在する市町村に係る市町	る市町
		に係る森林は、次	次のとおりとする。			

平成二
<del>-</del>
十
八
年
十
月
+
八
日

及び路線名

区

間

前 後 別区域変更

敷地の幅員

延

長

備考

供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の大分県告示第五百四十五号

		······	~~~~~			勝貞	広瀬	大分県知事			
	一三七・〇	五七	後	下鶴八四番四まで豊後大野市緒方町徳田字		保全課に備え	県土木建築部道路	月十八日供する。(世界のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本の日本の	1 1	平成二十八年十月十八日での関係図面は、平成二十七年の関係図面は、平成二十七年の関係図面は、平成二十七年の関係図面は、平成二十七年の関係図面は、平成二十七年の関係図面は、平成二十十十十八日	置と対
	一三七・〇	九 5 七 四 0	前	下鶴八四番四地先まで豊後大野市緒方町徳田字	田 竹 田 線	次のように道路の		成:エマデロピーク。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、分県告示第五百四十四号	-七年法律第百八十号	→ <b>月</b> .	 【 大 【 道 分
	一 八 ·	三二·六	後		県道牧口徳	一四六・九八	六· 	平二八・ 九・三〇	藤原字西金松二〇 二一番五、二〇三 二番一及び二〇二 一番五地先里道	一号 二八—	後
	一 八 ·	七 5 五 四	前	浦六七二番三地先まで豊後大野市清川町三玉字豊後大野市清川町三玉字豊後大野市清川町三玉字		E (	→ 六・ ○ ○	) 	速見郡日出町大字	号	前
	一七八・八	三六·八 八·四	В			ī ) × · l	六・二〇 メートル		二一番五、二○二 藤原字西金松二○ 速見郡日出町大字	別第二一—	ή
			後			道路の延長	道路の幅員	指定年月日	指 定 位 置	指定番号	区 分
ર્ગુ	一六八・七	一 分七· 九〇 〇		貫一五七番五まで	湯布院線	勝貞	滅	八分県知事	平成二十八年十月十八日	平成二十八年十月十八日	た道
分地すに かる い区敷示	一七八・八	三六・八八・四		園八一番四から宇佐市安心院町古市字古	県道安心院	足により指定し	第四十二条第一項第五号の規定により指定し		建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)分県告示第五百四十三号	建築基準法(昭和二十五大分県告示第五百四十三号	
係は及上 図、び記 面関BA	一六八・七	ー七・○ 六・四	前 A			る。)の県農林水産部	置いて縦覧に共むび関係書類を大分	森林呆全課及び大分県西部振興司並びに日田市投所に備え置いて縦覧に共する。)(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部次のとおりとする。	公別県西部展興司並びこり「次のとおり」は、省い限度並びに植栽の方法	   下来全課及び大分県西    次の図」及び「次の    次のとおりとする。   立木の伐採の限度並	<b>茶</b> ~ 2

大分県報 (告示)

七

その関係図面は、平常	· 八年十月十八年十月十	八日から二週間大分県土	平成二十八年十月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え		
成二十八年十一般の縦覧に	する。			〇公告	
平成二十八年十月十八日	J'E	大分県知事 広	瀬 勝 貞	- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により通知した次の者につい	り通知した次の者につい
道路の種類及び路線名	供出	用開始区間	供用開始年月日	十九条の規定により、	当該通知の内容を保安林
県道安心院湯布院線	宇佐市安心院町	宇佐市安心院町龍王字七貫一五七番五まで宇佐市安心院町古市字古園八一番四から	* C	平成二十八年十月十八日	
		"叮三玉字甫六七四番三公""叮三玉字书貫一五七四番三公		デモラス T	瀬勝貞
	豊後大野市清田	豊後大野市清川町三玉字浦六七二番三まで豊後大野市清川町三玉字浦六七四番三から	まで 平二八・一〇・一八から	一 所在の不分明な者の氏名及び掲示場所	
県道牧口徳田竹田線	豊後大野市緒古	豊後大野市緒方町徳田字萩原六九番一地	地先	所在の不分明な者の氏名	掲示場所
	豊後大野市緒方町から	刀町徳田字下鶴八四番四ま	[まで	保證責任因尾信用販売購買利用組合	佐伯市役所
~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		~~~~~	二 通知の要旨	
大分県告示第五百四十六号	八号	四国中六号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ここう、区域に一人三九月に一二十十十六十八十六年に前上げにより行って引た等に一定農林水産大臣から、森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があっ	こり 子の こうまきこう と足予定に係る通知があっ
	ている著名第一日日本	月日87十回宣をはらうして	١	り見ぎに	
刀					~~~~
		大分県知事 広	瀬勝貞	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により通知した次の者につい	り通知した次の者につい
一都市計画の種類				ては、その所在が不分明なので、同法第百八十九条の規定により、	当該通知の内容を保安林
日田都市計画道路				予定森林の属する市町村の事務所に掲示する。	
二 都市計画の変更に係る事項	除る事項			平成二十八年十月十八日	
	位	置	芝百 ) 死兵		瀬勝貞
和	起点	終点	変更の概要	一 所在の不分明な者の氏名及び掲示場所	
銭渕大宮線 字5 三・五・一九号 日5	字銭渕日田市大字高瀬	字手崎 日田市大字高瀬	一部区域の変更	所在の不分明な者の氏名	掲示場所
(区域は、引図のとおり)	とおり)			野々下甚太郎	佐伯市役所
				二 通知の要旨	
大分市大手町三丁目一番一号		大分県土木建築部都市・まちづ	づくり推進課	農林水産大臣から、森林法第二十九条の規定による保安林の指定予定に係る通知があっ	定予定に係る通知があっ
日田市田島町二丁目六番一号		日田市土木建築部都市整備課		たため、平成二十八年九月二十七日付け大分県告示第五百十号により行った同法第三十条	より行った同法第三十条
(「別図」は、省略	し、変更に係る図	変更に係る図書の縦覧場所に備え置い	て縦覧に供する。)	の規定による通知	